

# 令和6年度 市立札幌北翔支援学校高等部 生徒募集要領

## 1 募集人員等

学 科 普通科（重複障がい学級） 募集人員 第1学年 6名

## 2 修業年限

3年

## 3 出願資格

本校高等部へ出願資格のある者は、肢体不自由があり、かつ、次の(1)から(3)に該当する者とする。

- (1) 「令和6年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項」における3出願資格に該当する者。
- (2) 学校教育法施行令第22条の3<sup>\*</sup>)に規定する程度の障がいをもつ者のうち、自力で移動できない肢体不自由とそれ以外の重度の障がい重複している者。
- (3) 札幌市に居住し、通学に当たり付添いが可能な保護者を有する者。

## 4 出願の受付

### (1) 受付期間

令和6年1月9日（火）から令和6年1月19日（金）までとする。

※土曜日、日曜日、及び祝日を除く。

### (2) 受付時間

9時30分から16時30分までとする（ただし、令和6年1月19日（金）は、正午まで）。

### (3) その他

出願者は、事前に市立札幌北翔支援学校高等部へ連絡のうえ、教育相談を受けること。

## 5 出願手続

下記(1)から(3)の書類に所定事項を記入のうえ、現に在籍している又は卒業した学校（以下「在学学校等」という）の校長を経由して、市立札幌北翔支援学校長に提出すること。（持参、もしくは簡易書留で郵送）

なお、出願に必要な書類の請求は、直接、市立札幌北翔支援学校長に対して行うこと。郵送を希望する場合の郵送料は請求者の負担とする。（請求部数などにより郵送料が異なるので、あらかじめ市立札幌北翔支援学校高等部へ確認すること。）

### (1) 入学願書

市立札幌北翔支援学校所定のもの

写 真 令和5年10月1日以降において、上半身を正面から撮影した写真（縦5cm×横4cm）を所定の欄に貼り付けること。

### (2) 個人調査書

市立札幌北翔支援学校所定のもの

### (3) 住民票

出願者を含む世帯全員の住民票

### (4) 特別な配慮について

受検に当たって、特別な配慮を必要とする者は、その旨を在学学校等から申し出ること。

### (5) 受検票の交付

入学願書受付後、速やかに、在学学校等の校長を経由して、出願者に交付する。

## 6 選考検査日時及び場所

### (1) 日 時

令和6年1月26日（金）（実施時間は、在学学校等の校長を通じて連絡する。）

## (2) 場 所

市立札幌北翔支援学校

## 7 選考方法

校長は、市立札幌北翔支援学校高等部の教育に適する者を、個人調査書等をもとに、生徒及び保護者との面接を行い、総合的に判断し選考する。

## 8 合格発表

- (1) 選考の結果を令和6年2月14日（水）10時に市立札幌北翔支援学校の正面玄関に掲示及びホームページにて発表するとともに、合格者及び保護者にも通知する。
- (2) 入学予定者には、入学確認書及び入学案内を送付する。

## 9 第2次募集

### (1) 第2次募集を行う場合

- ア 合格者の人数が募集人員に達しないとき。
- イ 合格者のうち入学意思のない者等が出たため、入学予定者の数が募集人数に満たないことが明らかになったとき。

※出願手続等の詳細については、原則として第1次募集に準ずるものとする。

### (2) 募集人員の発表

令和6年2月16日（金）

### (3) 募集期間

令和6年2月16日（金）から2月29日（木）正午までとする。

### (4) 検査日時

令和6年3月4日（月）

### (5) 合格発表

令和6年3月11日（月）10時

※市立札幌北翔支援学校正面玄関に掲示及びホームページにて発表するとともに、合格者及び保護者にも通知する。

## 10 選考検査の結果の情報提供

受検者は、選考検査の結果について、情報提供を受けることができる。

### (1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

### (2) 情報提供場所

市立札幌北翔支援学校

### (3) 情報提供の方法

- ア 情報提供を希望する受検者等は、市立札幌北翔支援学校に口頭で申し出る。
- イ 事前に協議し、開示の日時を定め、市立札幌北翔支援学校にて情報提供を受ける。

### (4) 情報提供の期間

令和6年(2024年)2月15日（木）から令和11年(2029年)3月31日(土)までとする。

### (5) 情報提供の集中受付期間

(4) に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とする。

集中受付期間	受付時間
令和6年2月15日(木)～令和6年2月22日(木) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～15:00

## (6) 留意事項

- ア 受検者本人が求める場合、受検者本人であることを確認するための受検票、身分証明書等を提示すること。
- イ 受検者本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類を提示すること。
- ウ 受検者等が集中受付期間外に情報提供を求める場合は、事前に市立札幌北翔支援学校に連絡し、情報提供を受ける日を決定すること。

## 11 連絡・問合せ先

市立札幌北翔支援学校 高等部 〒063-0831 札幌市西区発寒 11 条 6 丁目 2 番 1 号  
TEL (011) 668-5161

### \* ) 学校教育法施行令第 22 条の 3

法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備 考
- 1 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
  - 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。